⑼　本工事は、予定価格の算定に必要な項目について、入札参加者から見積価格を記載した見積書及び根拠資料の提出を求め、その妥当性が確認できた見積価格を予定価格の基となる積算価格に反映する「見積活用方式」の対象工事である。

⑽　入札方法　本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムにより難い者は、本州四国連絡高速道路株式会社（以下「本四会社」という。）の承諾を得た場合に限り、従来の紙による入札（以下「紙入札」という。）に代えることができる。

⑾　本工事は「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、大規模災害等により労務及び建設資材がひっ迫したことにより、労働者確保に要する方策に変更が生じ、当初契約の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

⑿　本工事は、週休２日を前提とした工事費及び工期を確保した週休２日工事（発注者指定方式）であり、対象期間内の全ての週において週休２日を確保するものとする。週休２日を確保できなかった場合は、工事成績評定において減点措置等を行う場合がある。詳細は、特記仕様書による。

本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との協議、地元協議、用地確保等の進捗状況を踏まえた工事工程表を開示することにより、適切な工期設定の取組みを行う「工事工程表の開示工事」である。

⒀　本工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。

２　競争参加資格

当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件を全て満足し、かつ、本四会社による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

また、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）を結成する場合にあっては、構成員のいずれもが、次に掲げる条件を全て満足し、かつ、本四会社による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、共同企業体として資格があると認められた者とする。

⑴　次の各号の一に該当しない者であること。

①　建設業法第３条の規定に基づく国土交通大臣又は知事の許可及び同法第27条の23第２項に規定する経営事項審査（告示（平成20年国土交通省告示第85号をいう。）第１第１号の２に規定する審査基準日が入札及び開札の日の１年７月前の日以後のものに限る。）を受けていない者

②　前号に規定する経営事項審査を受けているが、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する総合評定値通知書の雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」となっている者（ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に、当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となったものを除く。）

③　契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者

④　本四会社の過去２年以内において次の㋑から㋖までの一に該当したと認められる者

㋑　契約の履行に当たり、故意に工事を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

㋺　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者

㋩　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

㋥　監督又は検査の実施に当たり、社員の職務の執行を妨げた者

㋭　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

㋬　本四会社に提出した書類に虚偽の記載をした者

㋣　その他本四会社に著しい損害を与えた者

㋖　㋑から㋣までのいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他これらに準ずる者として使用した者

⑤　経営状態が著しく不健全であると認められる者

⑥　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者

⑵　本四会社における令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格者のうち、「保全土木工事」の認定を受け、希望工事内容に「橋梁補修」がある者又はそれらの者により結成された共同企業体であること。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、社長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。この場合において、共同企業体の構成員となった者は、単体企業としては当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格がない。

⑶　本四会社における「保全土木工事」に係る令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格の認定の際に、客観事項について算定した点数（総合点数）が、1,150点以上であること。ただし、共同企業体の場合は、構成員のうち代表者以外の総合点数は900点以上であること。

⑷　令和５・６年度における当該工種の工事成績の平均点（各年度毎）が２年連続して65点未満でないこと。なお、当該工種とは、２⑵有資格者の認定を受けた「保全土木工事」（橋梁補修）をいう。（各年度で本四会社における当該工種の工事実績がない者は、65点とみなす。）

⑸　施工実績　平成22年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した、次の同種工事の実績を有すること。

施工実績については、本四会社が発注し、完成及び引渡しが完了した工事である場合にあっては、請負工事成績評定要領第６条に規定する評定表の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第２条第１項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために、当該機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く（施工実績が、本四会社及び他の機関が発注した工事で工事成績がないものについては、65点とみなす。）。

なお、特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

①　単体業者による申請の場合

下記ａ）及びｂ）を有すること。

②　共同企業体による申請の場合

共同企業体を構成する代表者は、下記ａ）及びｂ）の実績を有し、共同企業体を構成する代表者以外の構成員は、ａ）又はｃ）の実績を有すること。

同種工事（成績評定があるものについては、65点以上のものとする。）

ａ）既設道路橋の橋脚補強を含む耐震補強又は新設道路橋の下部工（コンクリート橋台又はコンクリート橋脚）を施工した工事

ｂ）高速道路又は高速道路以外の自動車専用道路において車線規制（全面通行止めは除く。）を実施した工事

ｃ）既設道路橋の耐震補強又は新設道路橋の下部工（コンクリート橋台又はコンクリート橋脚）を施工した工事

なお、ａ）及びｂ）の施工実績を、同一の工事において有する必要はない。

⑹　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、「工事請負契約に係る指名停止等に関する達」（本四会社達平成17年第48号）に基づき、「地域１（兵庫県、徳島県）のうち兵庫県」において、指名停止を受けていないこと。